

就学事務の手引

令和8年4月改訂

鳥取県教育委員会

はじめに

<特別支援教育の理念>

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものであります。また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものであります。さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っています。

※特別支援教育の推進について(平成19年文部科学省通知)より

学校教育は、障がいのある子どもの自立と社会参加を目指した取組を含め、「共生社会」の形成に向けて、重要な役割を果たすことが求められています。そのためにも、「共生社会」の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進が必要とされています。

文部科学省において、障がいのある児童生徒等の就学先決定の仕組みに関する学校教育法施行令の一部改正が行われ、平成25年9月1日から施行されました。

具体的には、以下の4点が挙げられます。

- ①就学基準に該当する障がいのある児童生徒等は原則特別支援学校に就学するという従来の仕組みを改め、障がいの状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みへの改正
- ②障がいの状態等の変化を踏まえた転学に関する規定の整備
- ③視覚障害者等である児童生徒等の区域外就学に関する規定の整備
- ④保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大

また、「障害者の権利に関する条約」が、平成26年2月19日に我が国において効力を生じることとなり、平成28年4月1日には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行されました。その後、令和6年4月1日に改正法が施行となり、国、地方公共団体のみならず事業者においても合理的配慮の提供が義務化されました。

このような国の動向を踏まえ、本県においても特別支援教育の更なる充実を目指すとともに、障がいのある児童生徒等の就学先の決定及び就学後の支援が円滑になされるよう、適切な教育支援の在り方の周知等に取り組んできました。

本手引は、令和3年6月に文部科学省より示された「障害のある子供の教育支援の手引」をもとに、障がいのある子どもの「教育的ニーズ」を整理するための考え方や、就学先の学校や学びの場を判断する際に重視すべき事項等、障がいのある子どもやその保護者、市町村教育委員会をはじめ、多様な関係者が多角的、客観的に参画しながら就学をはじめとする必要な支援を行う際の基本的な考え方にに基づき、就学の手続き等についてまとめています。

本手引が、障がいのある児童生徒等一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な教育を提供するとともに、特別支援教育のより一層の充実に向けた取組の一助となるよう願っています。

令和8年4月

※「障害」の表記について

従来、「障害」と表記していたものについて、鳥取県では平成21年11月より基本的に「障がい」と表記することとしました。本手引では、法令等の名称や法令等に規定する用語、著作物の引用においては「障害」と表記しています。その他の場合においては、医学用語等の専門用語であっても、意味が損なわれたり、誤解されたりするおそれがある場合を除き、原則として「障がい」と表記しています。

目次

1 教育支援について	
(1) 教育支援の基本的な考え方	2
(2) 就学先決定の仕組みと相談支援の在り方	4
(3) 就学に関する相談・支援	12
(4) 移行期の教育支援	13
(5) 進学や就職、就労等に向けた取組	13
(6) 就学に関わる関係者に求められるもの	14
(7) その他留意事項	17
2 認定特別支援学校就学者に係る手続きについて	
(1) 新学齢児が県立特別支援学校に就学する場合	19
(2) 小中学校等から県立特別支援学校への転学 (新たに視覚障害者等になり、認定特別支援学校就学者となった場合)	20
(3) 小中学校等から県立特別支援学校への転学 (「令」第22条の3に該当する視覚障害者等が認定特別支援学校就学者となった場合)	21
(4) 県立特別支援学校から小中学校等への転学(視覚障害者等でなくなった場合)	22
(5) 県立特別支援学校から小中学校等への転学(障がいの状態等の変化による場合)	23
(6) 県内の県立特別支援学校間の転学(同一障がい種の場合) ※他の市町村に転居する(学校が変わると見込まれる)場合	24
(7) 県立特別支援学校に在籍している学齢児童生徒が他の市町村に転居する場合 (学校が変わらないと見込まれる場合)	25
(8) 県内の県立特別支援学校間の転学(障がい種が異なる場合)	26
(9) 県内から県外への転居に伴う転学	27
(10) 県外から県内への転居に伴う転学	27
(11) 区域外就学	28
① 鳥取大学附属特別支援学校へ就学する場合	
② 鳥取大学附属特別支援学校から県立特別支援学校へ転学する場合	
③ 県内から県外の特別支援学校へ就学する場合	
④ 県外から県内の県立特別支援学校へ就学する場合	
(12) 福祉施設入所に伴う転学について	30
(13) 認定特別支援学校就学者に係る学齢簿の加除訂正の通知	30
(14) その他	30
3 鳥取県就学支援分科会審査要項及び資料様式等	
審査要項	32
個人調査書・診断書・観察票の作成要領	33
資料提出時のチェックポイント	35
個人調査書(資料様式1)	36
診断書	
視覚障がい用(資料様式2-1)	39

聴覚障がい・言語障がい用(資料様式2-2)	40
知的障がい/自閉症・情緒障がい用(資料様式2-3)	41
肢体不自由用(資料様式2-4)	43
病弱・身体虚弱用(資料様式2-5)	44
観察票	
視覚障がい用(資料様式3-1)	46
聴覚障がい用(資料様式3-2A)	47
言語障がい用(資料様式3-2B)	48
知的障がい用(資料様式3-3A)	49
自閉症・情緒障がい用(資料様式3-3B)	51
肢体不自由用(資料様式3-4)	53
病弱・身体虚弱用(資料様式3-5)	54
様式一覧	55
4 関係通知文及び関係資料	
(1) 学校教育法施行令の一部改正について(通知)	68
(2) 障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)	72
(3) 障害者の権利に関する条約 第二十四条 教育	79
(4) 文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する 対応指針	80
(5) 学校教育法施行令 関係条例抜粋	81
(6) 外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握等について(通知)	86
(7) 学校における医療的ケアの今後の対応について(通知)	91
(8) 特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)	93
5 参考資料	
鳥取県教育支援チームについて	99
医療機関受診時の問診票等の活用について	100